

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		第2回川西市行財政改革審議会	
事務局(担当課)		総合政策部企画財政課	
開催日時		令和2年9月28日(月) 18時00分から19時30分	
開催場所		Web会議システム(傍聴場所:市役所4階 庁議室)	
出席者	委員	上村 敏之 委員、樫野 孝人 委員、足立 泰美委員、福田 直樹委員、東 朋子 委員、田辺 彰子 委員	
	その他		
	事務局	石田総合政策部長、船木総合政策部副部長、富本企画財政課(行財政改革担当)課長、奥村主任、多田主事	
傍聴の可否		可	傍聴者数 1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		1. 開会 2. 議事 (1)使用料・手数料の見直しについて (2)その他 3. 閉会	
会議結果		別紙審議経過のとおり	

審議経過

事務局	<p>お時間がまいりましたので、「第2回川西市行財政改革審議会」を開会させていただきます。皆様におかれましては、本日はご多忙にもかかわらず、お集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めます、川西市総合政策部企画財政課の夢田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の事務局の出席は、総合政策部長 石田、総合政策部副部長 船木、企画財政課（行財政改革担当）課長 富本、企画財政課主任 奥村となります。</p> <p>当審議会は「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」第10条第3項の規定に基づきまして、公開で行われますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、Web会議システムを活用し、会議を開催します。また、会議録作成のため会議の録画を行い、会議録作成後は消去いたします。スムーズな進行となるよう努めますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>開催に先立って、Web会議システムの方法による参加及び通信の確認を行います。本日は、全委員がWeb会議システムによる出席となります。会議開始前に事務局が出席委員に対して、「映像及び音声により委員本人であること」、「会長及び委員相互間での映像及び音声の即時の相送受信が適正に行われていること」の2点について、確認がとれております。</p> <p>従いまして、「川西市行財政改革審議会規則」第6条第2項の規定により、審議会が開催できることを、事務局から会長へご報告します。</p>
会長	ただいまの報告について、承認します。
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、本日のWeb会議の進行方法について、ご説明します。進行は、第1回にご説明しました「Web会議の進行方法について」に沿って実施しますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事を進めます。本日の議題は、「使用料・手数料の見直し」についてとなります。活発なご議論をいただけたらと存じますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは上村会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
会長	みなさん、こんばんは。早速、議事に移らせていただきます。

本日は、「使用料・手数料の見直し」について、議論を進めていきたいと考えております。前回の事務局からの説明では、次回が中間答申を行う予定になっております。委員の皆さまにはその点を踏まえていただき、ご意見をお願いしたいと思います。

なお、本日は午後7時30分を終了予定としておりますので、限られた時間ではありますが、皆様ご協力の程よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より「使用料・手数料の見直し」について、ご説明をお願いいたします。

事務局

それでは、私の方から20分程度お時間を頂きまして、「資料1-1、1-2」それから「資料2」「資料3」についてご説明します。

まず、資料1-1「(仮称)川西市使用料、手数料及び負担金の算定、見直しに関する基準(案)における変更箇所」からご説明いたします。

資料1-1では、前回の審議会において議論いただいた内容などを反映し、変更や追加をさせていただいている主な箇所を一覧として示させていただいています。なお、軽微な修正・変更等については、省略していますので、よろしくご説明いたします。

前回の基準から変更している主な項目としては大きく7項目となっております。後ほど、資料1-2で、詳細は確認いただきますが、ここでは概要をご説明いたします。

まず、1番上の大項目、基本的な考え方の項目で、(5)総合計画等との調整ということで、前回、委員からご提案を頂きました、事業推進の観点を使用料算定に反映させることについて、基本的な考え方の中にも示しておくべきとのご意見をいただきましたものを追加しています。

2番目は、使用料の算定方法では、前回、わかりにくかった使用料の算定式の記載について、大きな考え方と原価の詳細な計算方法と2つに分けて記載しました。また、あわせて具体的に数値を置いた計算例を追加しております。

3番目は、算出方法で、入館料を徴収するようなパターンの施設についての算式がありませんでしたので、追加で設定しています。

4番目は、原価に含む主な費用のところ、委員からご指摘をいただき、原価の計上ルールについて、人件費は平均人件費で算出することなど、少し詳しく記載をしています。これは、使用料と手数料の両方の項目で反映しています。

次に、5番目ですが、(6)利用者区分による料金設定のところ、これは土日・夜間料金の設定や小学生料金の設定を規定しているところですが、現状の条例において、登録グループの料金設定や入場料を徴収するような場合の料金設定も、現在の条例で規定しているものが漏れていましたので、追加して記載しています。

次に、6番目ですが、手数料の算定方法のところ、他市との調整などで料金を検討する必要がある場合について追加で記載しています。

次に、7番目では、減免について、国などの行政利用と、指定管理者の自主事業について減免として記載しています。

また、手数料条例の条文を前回は列記していましたが、省略して削除しています。

以上の内容を変更いたしまして、基準の方を修正させていただいています。

それでは、修正したものが、資料1-2の基準(案)となりますので、そちらの資料でご確認いただけたらと思います。

なお、前回の資料から変更している箇所には下線を引いていますので、それも合わせてご確認ください。

まず、1ページの下の方、基本的な考え方の(5)総合計画等との調整です。

「市の施設運営や事務事業に伴う使用料、手数料等の料金設定においては、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向を定める総合計画等における施策の方向性を反映する必要がある。」としています。これは、市の重点的取組みとして施設を活用する場合、それを使用料等の料金設定に反映させるため、基本的な考え方に追加するものです。

次に、2ページに移っていただきまして、(1)算出方法の【①専用使用の場合】のところです。

前回は原価×受益者負担割合に続いて、使用枠数の計算と貸出面積の計算を、続けて1つの計算式として記載していましたが、そこもわかりにくいのではないかとということで、式を2つに分けています。

まず、上の方では、「1使用枠あたりの使用料＝原価×受益者負担割合」と基本的な考え方のみ記載しています。そして、その「原価」の算出式として、わけて、基準稼働率を含む、使用枠数の計算と貸出面積を下の式で記載しています。

具体的には、原価＝人件費、物件費、減価償却費の合計に年間利用可能枠数に基準稼働率80%をかけたものの割合と、貸室等総面積のうち貸出する部屋の面積の割合をかけたものを原価として算出するように記載を変更しています。

さらに、その下では、「(例) ○○センター集会室の1使用枠あたりの使用料」を例にして、具体的な数値をおいての説明を追加しています。

まずは、原価の計算として、人件費と物件費と減価償却額の合計が1,000万円で、次に、年間利用可能枠数の4,667枠に、基準稼働率の80%をかけると3,734枠になりますので、使用枠数の割合は、「3,734枠分の1」となります。

さらに、貸室等総面積400㎡のうち、使用していただく面積、貸出面積は120㎡ですので、面積の割合は「400㎡分の120㎡」となります。

原価の1,000万円に、使用枠の割合「3,734枠分の1」と、貸出面積の割合「400㎡分の120㎡」をかけますと、804円となります。

そして、その下で、原価804円に受益者負担割合50%をかけて400円が使用料となります。

このような形で、算出方法の記載を変更していますので、よろしくお願いいたします。

次に、【③個人使用の場合（人数の制限がない施設）】です。

ここは、入館料をいただいて利用していただくような施設、川西市では郷土館という施設になりますが、前回の資料では、そのようなパターンの施設の算定ルールを示していませんでしたので、今回追加しています。

算出式は、「1使用枠あたりの使用料＝原価×受益者負担割合」としていますので、ここは、先ほどの【①専用使用の場合】と同じ考え方になります。

その下の原価の算出式が【①専用使用の場合】と違っていますので、ご説明します。

このような入館料で利用していただく施設については、貸室ではないため、使用面積という概念があてはまりませんし、基本的には定員というものも設定されていません。そのようなことから、原価の計算に使用枠の割合や貸出面積の割合を入れることができませんので、このようなパターンの施設については、人件費、物件費、減価償却費の合計を過去3年の施設利用人数の平均で割り、1人当たりの利用にかかるコストを算出して、それを原価として取り扱おうとするものです。

それを表しているのが、下の計算式で、「原価＝過去3か年決算の平均施設利用人数分の人件費、物件費、減価償却費の合計」としています。

次に、欄外※4については、前回資料の誤りを訂正したものです。

前は、末尾の現行使用料と記載しているところの次に「×100」を記載していましたが、それを削除しています。

それでは、3ページに移りまして、(2)原価についての項目では、まず、人件費ですが、人件費については、配置される職員によって原価が左右されることを避けるため、平均人件費を使用することを記載しています。

また、貸館業務と自主事業や他の業務を兼務していることが多いため、貸館業務にかかる人件費を按分して原価に計上することも記載しています。

また、欄外上段※では、大きな修繕等を計画的に行う場合については、年度によって大きく原価が増減することの無いように、修繕計画の平均コストを原価に算入することとしています。

それから、欄外下段※で、国県からの補助金などの特定財源の取扱いを記載しています。これは、昨年の12月の審議会での議論を反映したもので、国県補助金がある場合でも、原価から控除しないこととしています。これについては、基本的に貸会議室や、体育施設のランニングコストに国県の補助金が入ることはありませんし、建設コストについては減価償却費で計上しますので、該当するケースは、おそらく無いのではないかと考えていますが、仮に何かしらあって、補助が入った場合についても、国県補助金といっても、同じ公金でありますので、そこは原価から控除せず、適切な受益者負担をお願いしたいと考えています。これについて、前回資料では記載できていませんでしたので、追

加しています。

それでは、5ページをお開き下さい。

(6) 利用者区分による料金設定で、カタカナの「オ登録グループ・一般」という項目と「カ入場料の徴収や物販等の有無」という項目を追加しています。これは、現行の条例において区分されている項目ですが、ここでの記載がもれていましたので追加しているものです。

次に、6ページ、4. 手数料の算定方法ですが、(5) 料金設定の調整という項目を追加しています。これは、手数料の性質的に、近隣市と調整したり、あまりに高額になったり低廉になることで、料金が適当な水準からはずれてしまって、問題が生じるようなものがありますので、その場合は、別途調整を行うことができるようにしております。

具体的には、近隣市との調整では、ごみの処理手数料ですと、コスト計算の結果、仮に料金が隣の猪名川町よりも高くなったり、安くなったりすると、安い方の自治体にゴミを出す可能性がありますので、このような場合は、近隣市の料金設定も確認したうえで、レベル合わせを行う必要があるだろうというところ です。

また、料金が適当な水準になく、問題が生じる場合では、例として放置自転車の返還手数料を挙げていますが、仮にこの返還手数料が、あまりにも高額になってしまうと新しい自転車を買った方が安い、ということになってしまっ ては、誰も取りに来なくなってしまいます。

逆に、あまりにも安すぎると、仮に駐輪場に止めるよりも安いということになっ てしまっ ては、逆に自転車の放置を助長してしまうことになる。

このように、手数料の性質によっては、何らかの水準を超えたり、下回るよ うな場合についても調整が必要となりますので、その調整を検討できるように、項目を追加したところ です。

次に、(6) 算定の対象外となるものでは、原価抑制に取り組むことがわかる ように記載を変更しています。

次に、7ページ、6. 減免の取扱いの(1) 減免の考え方の項目です。

減免を行うものに「国や地方公共団体が使用する場合と指定管理者が自主事 業を行う場合」を加えています。

指定管理者の自主事業については、市との指定管理の契約の中で、実施して いただくものとなりますので、行政利用と同様の取扱いを行うものです。

次に、その少し下になりますが、カタカナの「イ 手数料」では、前回は参 考に手数料条例の減免の条文を記載していましたが、それを省略して削除して います。

以上が、基準について、今回追加や変更を行った箇所の説明となります。

続きまして、資料2の説明をさせていただきます。これは、「近隣他市におけ る施設種別の受益者負担割合」ということで、前回の審議会において、受益者

負担割合の客観性について、他市のデータを取って客観性を担保する方法があるとのアドバイスもいただきましたので、事務局で調査してまとめたものです。

調査した結果、縦横の軸が今回検討している「日常生活上の必要性」と「民間による提供の可能性」という軸と同様に使用している自治体として、西宮市、三田市、摂津市、大阪市で確認できましたので、その分をまとめています。

なお、伊丹市などは、現在検討中ということで、今回の調査では確認できませんでしたが、同様の軸を検討しているようですので、今後は調整できる自治体も増えて精度も上がってくると考えています。

また、対象となる施設種別ですが、表の中に①～④として記載していますが、体育施設の個人利用、体育施設の専用利用、文化系施設、公民館等の貸室の4つに分類しています。

まず、縦軸の民間による提供の可能性の軸の分析ですが、これは、各市の民間事業者の状況によって変わってきている状況です。例えば大阪市は、やはり多くの民間サービスが存在し、オフィスも多いという環境がありますので、④の貸室なんかも市場性が高い部分、表の上の方に整理されています。逆に住宅都市である三田市や摂津市は市場性が低い部分に整理されているようです。

従いまして、ここの市場性の部分、縦軸については、各市の民間サービスの状況によって上の方に行ったり、下の方に行ったりと、変わってくると考えています。

次に、日常生活上の必要性の軸、横軸ですが、ここについては、①～④の全ての種別の施設において、ほとんどの市が日常生活上の必要性は低い、1番右のところに整理をしています。

西宮市が文化系施設と公民館、貸室で真ん中の50%のところに整理している以外は、すべての市で1番右の日常生活上の必要性が低い部分、選択的であるというところに整理をしているということがわかりました。

前回のご指摘どおり、我々としても、それぞれの施設が選択的か必需的かについては、個々人の主観的な感覚で違ってくることが課題と考えていましたが、このような他自治体の状況を参考にして、ある程度の客観性を確保し、説明していけるのではないかと考えています。

その他、ここの受益者負担割合の議論の中で、事業の戦略上の重要性の観点から、市として設定していったらどうかというご意見もいただきました。ご意見を頂きましてから、改めて、川西市の施設をながめてみましたところ、川西市として、ここの施設は重要ですか、逆に、例えば、文化系施設は体育系施設と比べて重要ではないとか、ということを行うことはなかなか難しいと思います。

ですので、事業の戦略上の重要性を使用料に反映するのは、ここの受益者負担割合のところではなく、別途、事業推進の視点によるところの考え方で反映させていけたらと考えています。資料2の説明については、以上となります。

	<p>次に、資料3の近隣民間類似施設との料金比較の資料について説明いたします。これは、前回の審議会の中で委員より、民間での価格設定と、原価計算から算出した行政の価格と、両方見たらどうかのご意見を受けまして、事務局で民間類似施設の料金設定を調査したものです。</p> <p>それでは、項目の説明をさせていただきますと、左上、市施設名と書いているところから、横の項目では、右にズラッと、市の施設名称を記載しています。</p> <p>次に、縦の項目ですが、上から、利用枠、面積の項目、次に現行使用料、これは、現在の川西市が設定している使用料です。</p> <p>次に、民間類似施設使用料の平均ということで、民間施設の料金設定を、1番上の利用枠、面積に置き換えたときの料金を記載しています。また、複数の民間サービスの平均額としています。</p> <p>次に、備考ですが、ここにはどこの民間サービスの平均を取ったのかを記載しています。市内に民間サービスが無いものは近隣市の民間サービスで調査しています。</p> <p>次に、1番下の項目ですが、民間類似施設使用料に対する割合ということで、川西市の料金が民間価格と比べて、どの程度の比率になっているかを記載しています。</p> <p>1番左のギャラリー川西では、民間ギャラリーの利用料金の73.2%となっていますが、その他の施設では民間価格の20%前後の料金となっているものが多くなっています。</p> <p>当然、立地条件やサービス内容が違いますので、一概には比較できないものとは考えられますが、民間価格と比べると、現在の料金設定はかなり安い価格設定であると言えるのではないかと考えています。</p> <p>以上が資料3の説明となります。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。前回の審議会の議論を踏まえた資料の修正等について説明いただきました。ただいまの説明について、ご意見をいただきたいと思っています。オンラインですので、質問はまとめてではなく、1つずつお願いしたいと思っています。ご意見はないでしょうか。</p>
会長	<p>委員、お願いします。</p>
委員	<p>2つあります。まず1つは、意見ですが、基準の7ページ(3)激変緩和措置で、「料金改定率の上限を150%とする」と書いてありますが、改定率というのが増減率のことだとすると、150%ですと現行の2.5倍までが上限となり、激変緩和措置にならないのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>いかがでしょうか事務局。</p>

事務局	<p>ここの上限の 150%については、我々としては現行料金の 1.5 倍を上限としたいと考えており、150%と記載させていただいています。</p>
委員	<p>改定率という言葉を使って 150%だと 2.5 倍までいけてしまうと思います。普通は改定率というのは変動率のことですよね。例えば西宮市の基準ですと、現行の 150%までという書き方だったら合っていると思いますが、改定率の上限を 150%とすると、市の考えるようなことにはならないと思います。</p>
事務局	<p>現状の書き方では我々が考えていることが、きちんと書けてないというところだと思いますので、ここは修正をさせていただきたいと思います。</p>
会長	<p>2 点目、お願いします。</p>
委員	<p>2 点目は、資料 2 の質問です。受益者負担割合で使用料が変わるという算式になっているのでお聞きします。川西市の中で、体育施設では市民体育館と総合体育館、ホールではキセラホールとみつなかホールで、この受益者負担割合が違う%に設定されていますが、これら市の施設の規模と市内の民間施設の規模がぴったりなものはないと思うのですが、同じ種別の施設で受益者負担割合を分けている理由は何ですか。</p>
会長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>ここについては、これまでこういった基準というものがなかったことで、その都度その都度料金を計算してきたときにずれが生じている、ということが現状把握の中でわかってきました。現状、ここに何らかの基準があつてずれているというわけではなく、都度都度料金設定をしてきたときに後で振り返って確認したらずれが生じていた、というところですので、今回この基準を作つて合わせていきたいと考えているところです。</p>
委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 改定率については、私も 250%かなと思ってしまうので、表記は 50%でいいのかもしれない。年金とか多分そうなのではないかなと思うので、定義をきっちり精査するようにしていただければと思います。 他の委員の方いかがでしょうか。それでは委員お願いします。</p>

委員	<p>今おっしゃっていただいた改定率について、あわせてお願いしたいと思えます。</p> <p>7ページの改定率、その後に出てくる増減率についてです。7ページ(3) 激変緩和措置を読ませていただくと、「改定後の料金が改定前の料金に比べ大幅に上昇する」、そういったような文言がありましたので、現行と比較してどうなのかというのは、この文言からわかりますが、次に増減率があります。</p> <p>この辺りは同じ意味合いとして使用しているのであるならば、言葉の定義は重要だと思えますので、文言を統一してはどうかと思えます。</p> <p>さらに改定率でいうと、実は1番キーになりますのが2ページ。この2ページの【②個人使用の場合(専用使用がある施設)】、ここで言う改定率も該当するかと思えます。この3ヶ所について、ある程度意味を明確にして用語を統一したほうがよいと思えます。</p> <p>その上で、2ページの【②個人使用の場合(専用使用がある施設)】の改定率の※4の文言が正しいかどうかお尋ねしたいと思えます。</p> <p>こちらは、「【①専用使用の場合】で算出した1使用枠あたりの使用料を現行使用料で除した」、そういう意味だと思えますが、この文言を要素分解したものを、仮に【②個人使用の場合(専用使用がある施設)】の式に入れてみますと、「現行使用料×現行使用料分の【①専用使用の場合】で算出した1使用枠あたりの使用料」となります。このような形で計算した場合に、結果として、分母と分子が消されますので、「【①専用使用の場合】で算出した1使用枠あたりの使用料」と計算され、このように計算式に単純に入れてしまうと、結局YとXが一緒になってしまいます。このあたりも場合によっては誤解を生じる可能性がありますので、※4をいれるのであるならば、正確に文言の定義をつけたほうがよいと思えます。</p> <p>まとめますと、改定率についてきちんと文言の統一、文言の定義づけをしたほうがよいと思えます。以上です。</p>
会長	<p>いかがでしょうか。事務局お願いします。</p>
事務局	<p>委員のご指摘もあわせまして、ここの書き方は、わかりやすく正確に修正するように、調整させていただきたいと思えます。</p>
会長	<p>今委員が言われたことで気になったんですが、2ページの真ん中【②個人使用の場合(専用使用のある施設)】ですが、こちらの下「1使用枠あたりの使用料＝現行使用料×改定率(※4)」となっており、改定率は※4を見ると、「1使用枠あたりの使用料÷現行使用料」となっているので、これをそのまま改定率のところに代入すると、現行使用料しか残らない形になり、それでいいのか、ということになります。普通に解釈すると、何でこんなことをするのだろうと読めてしまいますので、ここで言おうとしている意図は違うと思われるので、</p>

	<p>少し工夫されたほうが良いと思います。</p>
事務局	<p>それでは委員、お願いします。</p>
委員	<p>2つありますので、1つずつ伺います。</p> <p>まず西宮市を参考にしているかと思いますが、例えば西宮市の場合は、「和室とか茶室とか調理室とかの稼働率が著しく低い場合に、この指針に基づく算定結果によらずに政策的に料金を設定することがある」、というような記述があります。</p> <p>川西市の場合は、近隣他都市の類似施設との市場価格との均衡とか、稼働率の著しく低いもの、施設の立地条件なんかに対応したようなものというのは、この基準に則ると、全部5ページの(8)算定の対象外とするもの、に含まれるという認識でよかったですでしょうか。</p>
会長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>ここの部分については、県の条例や他市町と協調しているものについてはさらに合わせる、ということがあっても、基本的には西宮市と違って、部屋のタイプや稼働率も含めて料金設定を考えることは想定していません。</p> <p>西宮市の場合は、稼働率を使用料の算定の考え方の中に入れてはいますが、それは「目標稼働率」というような形で入れられており、実績に応じて、おそらく目標稼働率を設定されていると思います。そこが著しく低い場合について、「政策的に料金を設定する」というような調整をしないと、おかしな料金になってしまうので、そのような考え方にされていると思います。</p> <p>我々は「基準稼働率」ということで、実績の稼働率は見ずに設定をしようとしていますので、そこは非常識な料金設定にはならないと考えています。</p>
委員	<p>わかりました。昨年の事業の再検証のやり取りの中で、川西市の施設の中でも稼働率が20%とか30%のところがあったと記憶していたので、ほとんど使われていないような施設に高額な利用料金がかからないようになっている、という理解でよかったですよね。</p>
事務局	<p>はい、おっしゃる通りです。</p>
委員	<p>わかりました。それともう1つです。西宮市で困ったのは、利用枠、年間利用可能枠数というのが、行政の考え方によって変わってしまったことがあります。</p> <p>例えば区分ですが、西宮市の公民館ですと、大体朝の9時から12時半ごろまで、というような長い区分をとって3区分にしていますが、それを短くしま</p>

	<p>しょうということで突然公民館の区分が8区分になったという経緯があります。行政の考え方によって2時間ずつに分けて短くお貸ししましょうということが、物理的には可能らしいです。西宮市は突然そのようになったのですが、川西市の基準では、2ページ目の「年間利用可能枠数」という形で出されていますが、それが例えば4,667枠が半分になるととんでもない金額になるのですが、そのようなことは川西市では今後ない、と考えてよいのでしょうか。</p>
会長	<p>いかがですか。</p>
事務局	<p>ここの利用可能枠数については、過去川西市でも午前中3時間の枠を設定していましたが、前回の公民館の有料化の際に、基本的には50分単位の区分に設定していますので、おそらくこれ以上細かくにすることは、現実的にはあまりないかなと思います。</p>
委員	<p>逆に、1枠の時間を延ばして、区分を減らすことはありませんか。そうなる料金額も変わってくると思いますが。</p>
事務局	<p>可能性としてはあるかとは思いますが、いずれにしても1使用枠あたりで貸し出しをすることになりますので、当然50分で400円だったのが、100分使えば800円になるかとは思いますが。市民の方にとって利用のしやすい枠の設定であれば、そのような区分にするということは考えられると思います。</p>
委員	<p>わかりました。以上です。</p>
会長	<p>委員、お願いします。</p>
委員	<p>僕は1つだけです。3ページ(2)原価についての人件費ですが、これは適正な人数かどうかというチェックは、どのようにすることになっているでしょうか。</p>
会長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>ここの、人数が適正かどうかについては、毎年の定数配置、それから予算編成の中で、それぞれの事業に対してどの程度の人員配置を置くかというのを編成しておりますので、その中で毎年見直しをしつつ、適正な配置に取り組んでいるので、一定の配置の適正性は担保できると考えております。</p>
委員	<p>ここについて、チェックする項目があればいいと思いました。少し悪い見方をすると、2人でできる仕事を3人、4人でやっているというような悪い例が</p>

	<p>あつたりします。この人数が適正なのかという生産性の問題も出てくるので、適正人数でやっているということを担保するための何らかのチェックの仕組みなのか、その人数が適正だということを示すような算式なのか、何かあったほうがいいと思いました。以上です。</p>
会長	<p>事務局、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ここのチェックを含めまして、基本的には「2. 基本的な考え方」の(4)適切なコスト管理のところで、「常に効率的で適正なコスト管理や施設運営を図り、市民の理解が得られる料金設定への努力を行わなければならない。」としていきますので、それに加えて、委員がおっしゃっていただいたような、何らかのチェックの算式等について研究させていただきたいと思います。</p>
委員	<p>また、意見ですが、民間施設との比較の資料を作成していただき、ありがとうございました。とてもよくわかりやすく、川西市の料金設定がかなり安いことがよくわかりました。減免制度をしっかりとやるという前提で、もう少し料金をとってもいいなという考え方もあれば、安いということを川西市の売りにするという考えもあり、そこは市がどのような方針にするかによるところかと思えます。ありがとうございました。以上です。</p>
会長	<p>他にいかがでしょうか。委員お願いします。</p>
委員	<p>私からは今までの議論も含めて、大きく3点ございます。</p> <p>まず1点目は言葉の使い方です。まず2ページは、(1)算出方法の【①専用使用の場合】のところで、「1使用枠当たりの使用料」とあります。単位としては1使用枠という形ですので、そのイコールのすぐあとの「原価」というところも厳密に書くと、その原価の前に「1使用枠あたりの」を入れるべきかと思えます。その下の「原価＝」の式も同様です。この定義でいきますと、原価に1使用枠あたりの割合をかけていきますので、本来の意味を示すなら入れるべきだと思います。違和感を感じたので、指摘しました。</p> <p>3ページの(2)原価についてに関しても、【原価に含む主な費用】の「人件費」の説明で、「職場の平均人件費を用いて」、ここの意味はわかりますが、その職員の範囲が明示されていないので、どの職員の話をしているのか、その職場だけの職員の話をしているのか、その辺を明示されたほうがいいと思いますので、追加してはいかがでしょうか。これが1点目です。</p>
会長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>算出方法の「1使用枠あたりの」というところについては、ご指摘の通りわ</p>

<p>会長</p>	<p>かりやすいように修正したいと思います。</p> <p>2点目の職員の平均人件費ですが、職員の範囲についてもわかりにくいので、修正したいと思います。基本的に想定しているのは、全職員の平均人件費になります。これについても、それがわかるように、書き加えるような形をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>委員、続きをお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>本質的な話かもしれないですが、戦略的にどういう料金設定にするべきかという考えは非常に大事だと思うのですが、3. 使用料とか4. 手数料の算定方法に、「2. 基本的な考え方」の(5) 総合計画等との調整の考え方をどう入れるか。例えば今回の使用料の計算式にその観点を変数の1つとして明示すべきかどうかというところですね。しないのであれば、後の5ページの(7) 事業戦略の視点による料金設定として、つけたすような形で書いていますが、こういうつけ足しで終わらせていいのかどうか。結構大事な話だと思います。なかなか、算出方法の式に入れるというのは難しいかもしれないですが、ただ大事な視点だと思うので、こういう最後の扱っただけでいいのかというのが2点目です。ご見解をお聞かせいただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>こちらにつきましては、今の段階で想定というものが具体的にはないというのが正直なところではあります。場合によっては半額にする場合もあれば、無料にするということも想定されるますので、戦略の観点を変数の1つとして公式に入れるのは難しい、というのが今正直な感想です。</p>
<p>会長</p>	<p>私の感覚だと、すでに式が複雑なので、ここにもう1つパラメーターが増えるとさらに複雑化すると直感的に感じます。確かに政策的誘導の変数というのがあってしかるべきだ、という委員の話はその通りですが、5ページの(7) 事業戦略の視点による料金設定で、ある程度読み取れるのかなという気はしております。</p> <p>委員何かコメントがあればどうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>(7) 事業戦略の視点による料金設定のとり方によっては悪用しようと思ったら、意図的に悪い運用ができてしまうと思います。ないとは思いますが。</p> <p>穿った見方をすると、この(7) 事業戦略の視点による料金設定に書いてあるから、この算定式によらない計算を恣意的に誘導してしまう可能性もありますし、逆にそうとらえてしまう可能性もありますよね、一般市民からも。そこが少し危惧されます。</p> <p>また、会長がおっしゃったように、パラメーターが増えて複雑化し、非常に</p>

	<p>わかりにくくなるというのは、それは説明上もよくないことだと思いますが、この件に関しては、非常に戦略的に関わることで、どのように扱っていくのか、というのは非常に大きなポイントだと思います。式に入れるべきか、入れないとしたらどのように、先ほどのような懸念に対して、それを払拭できるような説明をすべきかといったことは非常に大きな検討事項と思いました。</p>
会長	<p>事務局いかがですか。難しいと思いますが。</p>
委員	<p>難しいですが、大事な部分だと思います。</p>
事務局	<p>我々も、都合のいい形で算定式を無視して、使ってしまうことがないように、と危惧をしていますが、(7) 事業戦略の視点による料金設定の最初にも「総合計画と総合戦略によって、市の重点的取り組みとして」と記載していますので、ここは外れないと考えています。ここでしっかりと総合計画、総合戦略に示されているものでないとそういった取り扱いはできない、と制限ができていますと考えています。</p>
会長	<p>委員よろしいですか。</p>
委員	<p>あと1点だけ確認させてください。 3 ページ (2) 原価についてです。1 つ目の質問で、人件費については、職員の範囲を確認し、それに対して全職員という回答でした。【原価に含む主な費用】の他の項目について、費用のとらえ方はどうなりますか。費用は全市的にとらえるのですか。それとも市民温水プールなどの施設ごとに、需用費や委託料などをみるのか。また、前回お話があったように、例えば販促とか広報を全市的に統一してやりましようとなった時の共通費用の配分方法についての考えをお聞かせください。</p>
会長	<p>事務局いかがですか。</p>
事務局	<p>ここの原価について、前提としては、施設ごとにかかっている費用と考えています。物件費の需要費やその他委託料も含めて、例えば市民温水プールだったらプールを運営するためにかかっている需用費、役務費、委託料をここに計上する、というのを基本として考えています。ただ人件費は、人事異動で単価の高い職員が配置される年もあれば、単価の低い職員が配置される年もあり、それはたまたま人事上の事由で配置される職員の単価の違いで、使用料が増えたり減ったりしてしまえば、受益者負担を考える中ではふさわしくないだろうということで、人件費は全職員の平均をとりましようという考えでいます。 それ以外については基本的に各施設に係るコストということになっておりま</p>

会長	<p>す。特に川西市については予算管理上も、事業別予算をとっており、どの施設にどれぐらいの経費がかかったかというのは、施設ごとにとらえることができ、非常にわかりやすい形になっていますので、その中から原価をとっていくと考えています。以上です。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>そうしましたら、最初の話の職員のところ、全職員になっていることを書いていただくことと、その理由を明記しておくほうがいいと思います。そうしないと、他と区別がつきにくいです。また、共通費があった場合の配分をどういうふうにご考えておられるのかということをお聞かせいただきたい。例えば、販促をいろんな複数の施設で一緒にやる場合に、それに共通してかかる費用がありますよね。例えば市民温水プール、ギャラリーかわにし、アステ市民プラザへそれぞれ共通してかかっているものをどのように配分するのか、配分した金額は今回の原価には考慮しないのか。その辺の考え方を聞かせたい。</p>
事務局	<p>共通経費については、まず川西市の場合、市民温水プールとギャラリーかわにしでは、予算上は違う事業に位置付けられて、それぞれの事業から経費を支出します。仮に共通で販促をし、それぞれの施設で経費がかかったとなれば、何らかの形で事業ごとに経費を案分することになると思いますので、案分された額がそれぞれの施設の原価に加えるように取り扱おうと考えています。</p>
委員	<p>承知しました。それでしたら今の説明のとおり、共通費に関しては配分後の金額がそれぞれの費目に示されているという理解でよろしいですね。わかりました。ありがとうございます。</p>
会長	<p>他にいかがでしょうか。委員お願いします。</p>
委員	<p>2点あります。1点目は、冒頭に説明がありましたが、近々議員さんに出すってことですので、文言をきちんと書いたほうがよいかと思います。この点について、何ヶ所か漢字の誤りも含めてご指摘したいと思います。</p> <p>まず1ページの(5)総合計画等との調整、ここの「使用料、手数料等」を(1)当該基準の位置付けと同じ「使用料、手数料及び負担金等」に統一したほうが望ましいです。</p> <p>2点目は、2ページの【②個人使用の場合(専用使用がある施設)】、ここは、「がある」というふうな文言としていながらも、最後※4については変更があるかもしれませんが、変更する場合には必ず文言の統一をお願いいたします。</p> <p>3ページ目については、ここでは全て「費用」というふうな文言で統一して</p>

いるにも関わらず、1つ目の※印では「平均コスト」となっており、ここだけがカタカナになっておりますので、「費用」で統一するならば「費用」で統一したほうが望ましいです。

さらに4点目、5ページの(6)利用者区分による料金設定の「(カ)入場料の徴収や物販等の有無」で、ここは具体的に明記していますが、対価が発生するものを含めているのであれば、ある程度抽象的に言ったほうが、今後の難しいことを避けられると思います。

6点目については、6ページの(5)料金設定の調整の「(例)放置自転車返還手数料が」、とありますが、そのうちの下段について、自転車駐輪場の月当たり料金とか、そういったような期間が入るかと思っておりますので、そこは正確に書いたほうが望ましいです。

最後7点目につきましては、7ページの7.見直し期間等の設定の(1)時期で「総合計画・総合戦略」の部分について、基準案全体では2ヶ所出ていますが、ここの表記は総合計画、「中点」、総合戦略ですが、別の箇所では総合計画、「点」として、普通の句点をいれておりますので、ここは統一してください。かつ、「改訂」の漢字が間違えています。この「かいてい」は、いわゆる書籍が誤ったときの「改訂」であって、ここは本来、総合戦略や総合計画の改正という意味合いの「改定」だと思います。これを公に出すのであれば、きちんとしたほうが望ましいかと思っておりますので、お伝えしました。

2点目ですが、先ほどから他の委員が仰っております、総合計画、総合戦略の部分について、7.見直し期間等の時期にも書かれております。

川西市については、現在総合計画は第5次になっており、総合戦略は第2次になっているかと思っております。その総合計画は5年もしくは10年に1回、改定しているという経緯があるかと思っております。であるならば、見直し時期というのは、最初に「定期的にやります」、というような文言を入れていることを鑑みた場合に、5年に1回、10年に1回、総合計画、総合戦略とあわせて行っていく予定であるならば、そのように書いてもよろしいかと思っております。単なる思い付きではなくて、定期的にやりたいから、総合計画、総合戦略を定期的に改定するので、そのタイミングで見直しをしますと、そういう書き方をすれば、もしかしたら皆さんからのご批判、ご批評が少なくなると思っております。このあたりうまく工夫してお書きになったらいいかと思っております。以上です。

会長

事務局いかがですか。よろしいですか。

事務局

ご指摘のとおり、修正させていただくのと、時期のところについては、書き方をご指摘いただいたとおり、直させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

会長

私から質問ですが、総合計画、総合戦略の部分について、総合計画は必ずし

	<p>も 10 年だったわけではないし、5 年だった場合もあるし、総合戦略も今の総合戦略は確か 3 年だと思いますが、そういう意味では年数があらかじめ決まっているようなものなのではないでしょうか。</p>
事務局	<p>川西市については、総合計画は 10 年、その総合計画を前期と後期の基本計画として 5 年ごとに策定しています。それから総合戦略は現在第 2 次ですが、計画期間は 3 年となっております。ここで想定しているのは 5 年と思っています。今ご指摘いただいてわかりにくいなと私も感じましたので、そういう意味では、総合計画の基本計画に合わせるという書き方に修正させていただきたいと思っています。</p>
会長	<p>わかりました。それでは委員お願いします。</p>
委員	<p>質問ですが、先ほど委員がおっしゃっていた稼働率が著しく低いから使用料が上がるということにはならないのかという質問と似てるのですが、新しく追加された「人数の制限がない施設」のところは、定員とか枠がないということで、過去 3 年の施設利用人数の平均を分母にされていますが、これも郷土館とかキャンプ場とか、この実績 3 年からとるというのは、適当なのではないでしょうか。他が 8 割とされているので、実績 3 年というのが、私は違和感がありました。考え方をお聞かせください。</p>
会長	<p>事務局、よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>ここは、ご指摘の通り、施設の利用人数が非常に増えていけば、料金が下がります。利用人数が減ってくると、どんどん上がってくることになってしまいますので、そこは一定配慮しないといけないとは思っています。今のところは、特に変動が大きく出ているものがないという現状ではありますが、ご指摘の通り、そこが課題になっています。料金が高額になり過ぎないように何らかの条件を追加してもいいと考えていますので、検討させていただきたいと思っています。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>今であれば、新型コロナウイルスの影響で利用者数がかなり減っていると、平均がかなり下がり、原価が上がってしまう、という構造になってますよね。そういうこともあり得るということですね。</p> <p>委員、他いかがですか。</p>
委員	<p>大丈夫です。利用者が少なくてコストが上がると、ますます来なくなって、そもそもその施設は必要なのかという根本的な話になってしまいますので、こ</p>

会長	<p>こは一定の価格に収まるようにご検討いただきたいと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。委員お願いします。</p>
委員	<p>先ほどから総合計画やら、総合戦略やらという話が出ていますが、そもそも施設には設置管理条例があります。総合計画は総合計画としてあるが、施設管理者が施設を運用するときに、設置管理条例にある程度縛られるようなところがあります。今回のこの基準と、そのそれぞれの施設が持っている設置管理条例では、こういう場合はこっちを優先しますというようなことは、どこかに書かれているのでしょうか。それとも、あまりそのようなことは考えられないものなのでしょうか。</p>
会長	<p>いかがですか。</p>
事務局	<p>おっしゃっていただいています通り、それぞれの施設には設置管理条例があって、その設置目的が規定されています。いうなれば、それは市が持っている資産かと思います。総合計画や総合戦略の中では、そういう市の持っている資産をどうやって活用して、市民サービスの向上、市の目指す姿につなげていくかというめざす姿が総合計画の位置づけになりますので、基本的には矛盾するところはないと考えています。仮に、総合計画をつくる中で、例えば、川西市にある施設の稼働率が低く市民ニーズとずれているのではないかと、ということが検討された時には、その設置管理条例の改正という形でより効果的な使い方に変えていこうという議論が出てくるのが考えられますので、そうした時には条例ですので、議会の承認を経て、改正がされると考えています。以上でございます。</p>
委員	<p>例えば、設置管理条例の上で、どこを優先的に使ってもらうか、どういう団体或いはどういう個人に優先的に使ってもらうか、どういう団体を減免にするかが細かく決まっているものがあります。また、設置管理条例だけではなく、条例細則の別表によって規定されているものもあります。例えば料金の区分とかの（６）利用者区分による料金設定について、それぞれの設置管理条例と整合性はとれているのですよね。とにかく整合性がとれるように合わせてもらいたいということと、政治的、戦略的な考え方で変わってしまう部分がどうしても出てきてしまうと思うから、例えば、５ページ目の（７）事業推進の視点による料金設定を少し書きかえるとか、フレキシブルに変更できるような状態にしておいたほうが良いと思いました。</p> <p>見直しを行うときに、何を優先したらいいのかわからない、とならないようにしておいたほうが良いと思います。以上です。</p>

会長	事務局いかがですか。
事務局	<p>ご指摘いただいた通り、(6)利用者区分の料金設定については、当然今の設 管条例とあわせている部分もありますが、どの施設で何を優先するかというの は、個別の施設の状況にもよるかと思しますので、何を優先するのかというの ができるだけわかるように工夫はしたいと思えます。当然各施設の料金設定を していく際には、我々も一緒に作業を行いますので、合わなくなることはない ようにしたいと思えます。</p>
会長	ありがとうございます。委員お願いします。
委員	<p>質問に対してきちんと回答されているかというのが1つ要になってくると思 います。</p> <p>一例です。7ページの(2)減免の公表、ここは公表だけのことを言ってい るか、ということです。ここには、減免の見直しと減免の公表の2つのことが 書かれています。</p> <p>上段、「減免は形を変えた補助金であることから、補助金の見直しを行う際に あわせて見直さなければならない」、これは見直す時期に相当します。で、この あとに減免の公表のことが書かれています。「減免を実施したものは補助金と同 様に透明性を確保するために公表する」、ここだけが減免の公表にあたります。 あと、「補助金と同様」という文言は入れないほうがいいかもしれません。</p> <p>ここで言いたいのは、標題が何を問うているのか、説明文は標題に対しての 回答に絞ったほうがいいと思えます。これを言いたいのは、委員がおっしゃっ たように、いろんなものを盛り込んでしまいますと、これ結局基準書ですよ。ね。 具体を入れ込まない、あくまでもどの例にも当てはまるスタンダードなもので なくてはならないと思えますので、最後に全編見直して、確認してもいいと思 います。これは皆さんの質問に対してのご回答をお聞きして感じたところです。 意見と思って聞いてください。</p>
会長	<p>この文章は、恐らく減免は補助金と同じ扱いだということをお願いして、入 っている一文ですよ。そこが事務局としては言いたいことで、だから公表す るということですよ。「見直さなければならないこととし」と次の文章を続け るのではなく、「見直さなければならない」と言い切っているのではないかなと 思えますね。</p> <p>それでこの一文は事務局としては外せない一文ではないでしょうか。恐らく 減免イコール補助金だということをきっちり認識していただくというような 意図があるのではないかなと思えますが、いかがですか。</p>
事務局	会長がおっしゃる通り、ここで言いたいのは、減免というのは形を変えた補

委員	<p>助金である、ということです。また、委員のおっしゃっているように、この減免の公表という項目では公表だけを説明し、加えて新たに項立てをして、減免とは何なのかということの説明する形をとったほうがいいのではないかとこのところだと思っておりますので、そこは構成を検討したいと思います。</p> <p>「減免は形を変えた補助金であることから補助金の見直しを行う際に合わせて見直さなければならない」という記載がありますが、ここの書き方は留意したほうがいいと思います。通常補助金は、国からくるものもあります、もしくは一般財源からくるものも補助金扱いになります。それと減免は、全く異なるものですので、行政の資料であるなら、文言の取扱いは厳密にやったほうがいいと思います。これは懸念です。</p>
会長	事務局、いかがですか。
事務局	<p>私どもとしましては、減免と補助金というのは同じような作用を持つ場合がある、ということをご示したかったものです。</p> <p>委員がおっしゃっているように、「補助金」と一括りにしまうと、様々な補助金がありますので、少し言い方を丁寧に書きかえるということで整理したいと考えています。</p>
委員	わかりました。
会長	委員、お願いします。
委員	<p>念のために、西宮市の書きぶりを言っておきます。「使用料の減免は受益者負担の原則の特例的な措置であり、公平性と公正性を勘案した上で真にやむを得ないものに限定して適用されるべきものです。」と書いてあります。本来はもう少し詳しく書いてありますが。</p> <p>補助金という言葉を入れるかどうかも含めてご検討いただけたらと、私も思います。</p>
会長	はい、ありがとうございます。他いかがですか。委員、お願いします。
委員	<p>1点追加したほうがいいのではないかなというご提案です。</p> <p>5ページの(6)利用者区分による料金設定のところ、ア～カによっては料金を変えることがありますよというところですが、ここは次の(7)事業推進の視点による料金設定の観点も入っていると思います。</p> <p>ですから、(7)事業推進の視点による料金設定にも含めたほうがいいと思います。例えば、子育て世帯の市民生活を豊かにすることを進めていきたい、と</p>

	<p>いう方針があったとしたら、子育て世帯を優先するような料金設定もありだと思いますので、「市民を優先させることや利用者の分散を図る観点から」というのに加えて、次の（７）事業推進の視点による料金設定にも入れておいたほうがいいのではないかと思います。そうすると（７）と（６）の順番を入れ替えるとかして、（７）の観点も含めて利用者区分による料金設定をする、という書き方にしたほうがいいのではないかと追加のご提案です。以上です。</p>
会長	<p>事務局いかがですか。</p>
事務局	<p>ここは（６）と（７）を入れ替えるなど、ご指摘のような内容を反映する形で検討させていただきたいと思います。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。 他いかがですかね。よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それではこれにてこの議案については終わりたいと思います。 それでは続きまして、その他についてですが、事務局より何か連絡事項がありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>本日は特にございませんので、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、最初に申し上げた通り、次回は中間答申になります。 流れとしては、事務局で本日までの議論を踏まえて、中間答申のたたき台を作成し、事前に議員の皆様へ送付いたします。内容をご確認いただきましてご意見がある方は、事務局へ連絡をしてください。 皆様のご意見を事務局で集約し、修正したものを私のほうで確認いたしまして、その内容を中間答申の案として、再度皆さまへお送りいたします。 次回の審議会では、その中間答申の案についてご議論いただいた上で、市長に答申をするということになります。よろしくお願いします。</p> <p>本日の議事は以上でございます。</p> <p>それでは本日の会議はこれにて終了とします。それでは事務局にマイクをお返しいたします。</p>
事務局	<p>皆様ありがとうございました。会長からご説明がありました中間答申案の確認につきましては、後日事務局よりスケジュール等をご連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。</p>

次回の日程につきましては、第3回を10月30日金曜日、18時に開催させていただきます予定としております。

開催方法につきましては、ウェブ会議での開催をさせていただきます。開催方法を変更する場合は、都度ご連絡をさせていただきます。皆様ご多忙かと存じますが、何卒よろしくお願いいいたします。それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。ウェブ会議から退出していただきますようお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。